

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長商工第3号
委 託 業 務 名 称	長浜市創業支援事業業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	①創業・起業・新事業者発掘事業 ・ながはま・こほく実践創業塾(12回程度)実施 ・創業支援ウェブサイト「ナンドカナガハマアタラシイ」運営 ②事業支援室運営事業 ・ハンズオン支援実施 ・起業家フォローアップ ・その他創業支援事業計画に係る支援業務 以上①及び②の事業を市内産業支援機関と連携し、実施すること。
履 行 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	1, 425, 000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市高田町12番34号 [商 号 又 は 名 称] 一般社団法人 長浜ビジネスサポート協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	(一社)長浜ビジネスサポート協議会は、商工会議所、商工会、金融機関、バイオビジネス創出研究会により組織され、これまでに創業塾の運営など創業者、創業希望者への支援や、企業の経営改善、事業承継に係る伴走型の支援を行っている実績がある。また、長浜産業支援センターとしての拠点整備とともに、創業準備オフィスやフューチャーセンターの機能、小規模事業者への経営支援を強化していくことで、本市の産業振興及び産業創造の中核としての役割を持つようになることから、事業推進のため委託先は(一社)長浜ビジネスサポート協議会以外にない代替性はない。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸料)の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。